

平成29年4月3日

各 位

株式会社 紀陽銀行

【地方創生】地方自治体と連携した住宅ローンの取り扱い拡充について
～今回、新たに「河内長野市 定住応援プラン」の取り扱いを始めます！～

株式会社紀陽銀行（頭取：松岡 靖之）では、地方創生に向けた取り組みを推進しており、地方自治体や教育機関、民間企業等との連携を強化しています。それらの活動の一環として、平成27年9月より地方自治体と連携した住宅ローンを取り扱っております。

これは地方自治体が推進する移住・定住促進活動を金融商品の面から支援するものであり、今回、新たに当行の営業エリアである大阪府河内長野市と連携した商品の取り扱いを開始し、河内長野市内に定住を考えておられるお客さまに向けて、金利引き下げ幅を拡大した住宅ローンをご用意いたします。本商品の取り扱いにより、「河内長野市親子近居同居促進マイホーム取得補助制度」の利用促進等、河内長野市が推進する移住・定住促進活動の後押しを行い、河内長野市における地方創生の取り組みを支援いたします。

紀陽銀行では、今後も幅広いお客さまのニーズにお応えするため、商品の開発やサービスの提供に努めてまいりますとともに、地域と連携した地方創生に向けた取り組みを推進してまいります。

記

1. 取扱開始日

平成29年4月3日（月）

2. 商品概要

商品名	紀陽銀行住宅ローン「河内長野市 定住応援プラン」
融資形式	証書貸付（住宅ローン）
ご利用いただける方	・ 河内長野市内に定住される方 ・ 保証会社の保証が得られる方
お使いみち	・ 河内長野市内の新築住宅購入、中古住宅購入およびリフォーム資金
ご融資利率	・ 当行住宅ローン基準金利より最大年2.075%引き下げいたします。 ・ 変動金利年0.600%～（保証料等別途・平成29年4月3日現在） ※金利引き下げ幅はお申込み内容等により個別に決定いたします。
保証会社	阪和信用保証株式会社
その他	所定の事務取扱手数料および保証会社宛保証料が必要となります。

3. 地方自治体と連携した住宅ローンの取扱状況

取扱開始日	地方自治体名
平成27年9月10日	和歌山県
平成27年9月11日	大阪府泉佐野市
平成27年10月1日	奈良県五條市
平成28年2月8日	和歌山県橋本市
平成28年2月8日	和歌山県有田市
平成28年6月1日	和歌山県有田郡湯浅町
平成28年6月1日	和歌山市
平成28年6月15日	大阪府泉南郡岬町
平成29年1月10日	大阪府貝塚市
平成29年4月3日	大阪府河内長野市

以 上

河内長野市へ定住されるお客さまへ

紀陽銀行住宅ローン 「河内長野市 定住応援プラン」

紀陽銀行では河内長野市と連携し「河内長野市内に定住する」ための住宅ローンをご用意しております。

<概要について>

ご利用いただける方	以下の①～④の要件を満たす方 ①河内長野市内にご自身が居住するための住宅を新築・購入・リフォームされる方 ②お借入時の年齢が満20歳以上で完済時の年齢が満80歳以下の方 ③団体信用生命保険に加入できる方 ④保証会社の保証が得られる方
お借入金利	全期間 基準金利より最大2.075%引き下げ 変動金利 年0.600% から （平成29年4月3日現在。別途保証料、手数料が必要です）
ご注意事項	◇金利情勢の変化等により急遽取扱を中止することがあります。 ◇金利引き下げ幅はお申込内容やお取引内容等により個別に決定いたします。 ◇特約固定金利を選択いただくことができます。 ◇その他詳細な内容については裏面をご覧ください。

また、河内長野市では親世帯との近居・同居にかかる補助を行う「河内長野市親子近居同居促進マイホーム取得補助制度」を実施しています。

制度の詳細は河内長野市役所窓口またはHPにてご確認ください。

窓口：河内長野市 都市づくり部 都市創生課

TEL：0721-53-1111

URL: <http://www.city.kawachinagano.lg.jp/>

【お問い合わせ先】

本件に関するお問い合わせは下記の支店または住宅ローンセンターまで

河内長野支店	〒586-0023 大阪府河内長野市野作町3番53号	TEL：0721-55-0911
紀陽富田林住宅ローンセンター	〒584-0036 大阪府富田林市甲田1丁目3番13号	TEL：0721-23-3318

※営業時間：平日9:00～15:00 （電話受付時間：平日9:00～17:00）



河内長野市シンボルキャラクター『モックル』

銀行をこえる銀行へ



紀陽銀行

紀陽銀行住宅ローン「河内長野市 定住応援プラン」

(平成29年4月3日現在適用中)

①	商 品 名	紀陽銀行住宅ローン「河内長野市 定住応援プラン」
②	融 資 形 式	証書貸付
③	貸 出 期 間	1年以上35年以内 (固定金利をご選択いただくには、固定金利の各特約期間以上の貸出期間が必要です) 貸出期間には、年齢、資金使途により下記の制約があります。 ①満80歳までに返済を終了するよう貸出期間を定めること。
④	貸 出 金 額	100万円以上1億円以内(10万円単位)で下記の限度額の範囲内。 ①ご年収にしめる年間元利返済額の割合が次の限度内であること ・年収150万円以上300万円未満の方…25%以内 ・年収300万円以上400万円未満の方…30%以内 ・年収400万円以上の方……………35%以内 ②保証会社による担保評価の範囲内であること。
⑤	貸 出 金 利	変動金利(お借入時点の金利が適用されます。) 基準となる金利は「住宅ローン基準レート」です。
⑥	変動金利の金利変動の基準と頻度	毎年2回、4月1日、10月1日の紀陽銀行の変動金利型住宅ローン利率を基準に6月、12月の約定返済日の翌日から金利を変更します。
⑦	固 定 金 利 の 特 約	貸出期間中は「固定金利選択に関する特約書」により固定金利をご選択いただけます。 ①特約期間3年 ②特約期間5年 ③特約期間10年
⑧	借 入 資 格	・河内長野市にご自身が居住される方。 ・実行時の年齢が満20歳以上で、完済時の年齢が満80歳以下の方。 ・団体信用生命保険に加入できる方。 ・年収150万円以上で、引き続きご返済いただける安定した所得のある方。 ・勤続または営業年数が3年以上の方。 ・保証会社の保証が得られる方。
⑨	資 金 使 途 の 制 限	・住宅の新築、増改築資金 ・土地付住宅、中古住宅、マンションの購入資金
⑩	担 保 に 関 する 説 明	ア) 保証会社の阪和信用保証(株)が、ご融資の対象となる土地、建物等に第一順位の抵当権を設定させていただきます。 イ) 保証会社の保証を受けていただきますので、保証人は原則として必要ございません。 ウ) 担保となる建物には、長期火災保険に加入していただきます。
⑪	返 済 の 方 法 と 頻 度	毎月元利均等返済(6ヶ月毎のボーナス増額返済併用可、ただし、ボーナスによりご返済していただける元金は、ご融資額の50%以内とさせていただきます。) 元利均等返済とは、貸出期間中のご返済が一定となるよう毎月のご返済額を計算させていただく方法で、返済が進むほど、ご返済額中の元金の割合が大きくなります。
⑫	返 済 額 の 試 算	店頭にて、お申し込みいただければご返済額を試算いたします。
⑬	返 済 額 の 変 更	【変動金利ご選択時】利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元本分と利息分の割合を調整し、5年間のご返済額を変更いたしません。ご返済額の見直しは5年毎に行いますが、新しいご返済額は、旧返済額の1.25倍を上限とします。 最終の返済額の見直し以降、利率変更のために、当初のお借入期間が満了しても、未返済残高が残る場合は、期日に一括返済していただくことを原則といたしますが、期日までにお申し出いただければ期間の延長も協議の上可能です。
⑭	ご融資時に必要な手数料 保証料	①事務取扱手数料 54,000円(税込) ②保証料(ご融資額100万円につき、貸出期間に応じた下記に例示の保証料をご融資の時までに一括してお支払いいただきます。) (5年) 4,659円 (10年) 8,639円 (15年) 12,055円 (20年) 14,860円 (25年) 17,203円 (30年) 19,019円 (35年) 20,404円
⑮	そ の 他 手 数 料	①固定金利特約手数料(固定金利特約の都度) 10,800円(税込) ②繰上返済手数料(一部繰上・全額繰上とも) 【変動金利期間中】 5,400円(税込) 【固定金利期間中】 32,400円(税込) ③返済額等の返済条件の変更(条件変更手数料) 10,800円(税込)
⑯	説 明 書	この説明書は、銀行業における表示に関する公正競争規約に基づき作成しています。
⑰	金 利 引 き 下 げ 幅	金利引き下げ幅は「河内長野市内に定住する」ことその他にお申込内容や自己資金比率の状況、その他お取引内容等(給与振込、紀陽カード、口座振替の契約等)により個別に決定いたします。
⑱	金 利 情 報 の 入 手 方 法	住宅ローン基準金利は店頭の「本日の住宅ローン利率」表示ボードに表示しています。